

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年5月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「大和郡山広陵線における裁判結果を受けての郡山土木事務所の対応および処理」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年5月26日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書の作成又は取得をしていないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成23年7月1日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

平成23年5月26日付け郡土第128号による裁判結果を受けての対応及び処理の不開示決定処分取消しを求めます。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

裁判の結果を受けて平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇所長外1名が謝罪及び交渉再開に來られたが、事実があるのに開示しないのは納得がいかない。

(2) 意見書

「対応および処理」には、当該判決を踏まえての謝罪及び今後の事業協力をお願いを含めた挨拶のために郡山土木事務所所長外2名が平成〇〇年〇〇月〇〇日に訪れた事実があります。

なお、当該訴訟が係属中であった時期において異議申立人と連絡が取れなかったことなど意思疎通上の問題もあり、用地買収交渉が行われない状況になったため用地買収交渉に係る記録についても作成又は取得していないとしているが、平成18年度において訴訟が係属中にも関わらず、私の知らないうちに、3回ほど用地交渉記録が存在しており納得がいかない。そこで、当然〇〇月〇〇日の用地交渉日誌又は交渉経過表を作成すべきと思いますが、交渉日誌がないのは納得がいきません。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、大和郡山広陵線における裁判の結果を受けての対応及び処理についての行政文書の開示を求めるものである。

異議申立人がいう「裁判」とは、郡山土木事務所の職員が用地買収交渉に係る土地の所有者に違法文書を送付したことについて、県を被告として当該所有者が提起した訴訟を指していると考えられ、当該訴訟は平成〇〇年〇〇月〇〇日に判決が確定した。

「対応および処理」とは、当該判決を踏まえて、郡山土木事務所所長外2名が同年〇〇月〇〇日に当該所有者宅を訪れた事実が該当するが、このときの訪問は謝罪及び今後の事業協力をお願いを含めた挨拶のためであり、特に記録を残しておくような内容でもなく、この件に係る記録は作成又は取得をしていない。

当該訴訟が継続中であった時期において当該所有者と連絡が取れなかったことなど意思疎通上の問題もあり、結果的に、その後、当該所有者との用地買収交渉が行われない状況になった。

そして、用地買収交渉の経過その他必要な事項については、用地事務処理要領第5条第2項の規定により、用地交渉日誌又は交渉経過表を作成することになっているが、郡山土木事務所が保有する用地交渉日誌及び交渉経過表には、本件開示請求の対象となる記録は存在しなかった。

よって、本件開示請求については、請求に係る文書の不存在を理由として不開示としたものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の

県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

異議申立人は、「大和郡山広陵線における裁判結果を受けての郡山土木事務所の対応および処理」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関の説明によると、異議申立人がいう「裁判」とは、郡山土木事務所の職員が用地買収交渉に係る土地の所有者に違法文書を送付したことについて、県を被告として当該所有者が提起した訴訟のことであり、「対応および処理」とは、当該訴訟の判決を踏まえて、郡山土木事務所長外2名が平成〇〇年〇〇月〇〇日に当該所有者宅を訪問した事実が該当するとのことである。しかし、当該訪問は謝罪及び今後の事業協力のお願いを含めた挨拶のためであり、特に記録を残しておくような内容でもなかったことから、当該記録については作成又は取得をしていないとのことである。用地買収交渉の経過その他必要な事項については、用地事務処理要領第5条第2項の規定により、用地交渉日誌又は交渉経過表を作成することになっていることから、実施機関において郡山土木事務所が保有する用地交渉日誌及び交渉経過表を確認したが、本件開示請求の対象となる記録は存在しなかったとのことである。

また、郡山土木事務所が保有する異議申立人に係る用地交渉日誌及び交渉経過表を当審査会においても確認したが、異議申立人が主張するような記録は存在しなかった。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 7月 1日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成23年 8月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 8月30日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成23年12月13日 (第150回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成24年 1月31日 (第151回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成24年 5月15日 (第153回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成24年 5月25日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしぐる よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
いしだ ひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学教授（憲法）	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長